

## 農業経営者総合サポート事業専門家登録等要領

制 定 令和2年4月1日  
公益財団法人北海道農業公社

### (目的)

第1条 公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）が農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成30年3月29日付け29経営第3471号農林水産事務次官依命通知）別記1の農業経営者サポート事業（以下「本事業」という。）の実施のために定めた「農業経営者総合サポート事業規程」第7の（2）に基づく専門家の登録等は、本要領に基づいて行うものとする。

### (専門家)

第2条 本要領において登録する専門家は、次の専門資格を有する者、学識経験者及び実務経験者であって、農業者と適切に意思疎通を図ることができる者とする。

- (1) 弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、弁理士、不動産鑑定士、ファイナンシャル・プランニング技能士等
- (2) 経営コンサルタント（経営学修士を取得した者に限る。）、農業経営アドバイザー、デザイナー、社員教育接遇マナー講師等
- (3) 大学教授、農業法人経営者等

### (業務内容)

第3条 公社が本要領に基づいて登録した専門家（以下「登録専門家」という。）は、公社又は公社が委嘱するコーディネーター（以下「コーディネーター等」という。）からの依頼に基づき、以下の業務を行うものとする。

- (1) 農業者が抱える経営課題に対する専門的見地からの指導・助言等
- (2) (1)の指導・助言等を踏まえた経営指導報告書（別紙様式第1号）の作成及び公社への提出

### (業務形態)

第4条 登録専門家は、コーディネーター等からの依頼を受け、支援が必要な農業者を訪問し、業務を実施するものとする。

### (謝金及び旅費)

第5条 登録専門家の謝金は、経営指導報告書（別紙様式第1号）の提出によって、農業者への指導・助言等の事実を確認し、指導・助言に要した時間1時間当たり7,900円（消費税及び地方消費税を除く。）として算出して支給する。

2 登録専門家の旅費は、公社規程に基づいて支給する。

### (謝金及び旅費の支払方法)

第6条 登録専門家の謝金及び旅費は、提出された必要書類を公社が確認して支給額を算定し、口座振替により支払う。必要な書類等は別に定める。

なお、公社は登録専門家に支払う謝金等に関して税法に基づく源泉徴収事務を行う。

(選任方法)

第7条 社は第2条に定める有資格者、学識経験者及び実務経験者の適任者を公募等により選任し、登録するものとする。

(登録申請書類)

第8条 専門家としての登録を申請するものは、次の各号に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を社に提出ものとする。

- (1) 社が定める登録申請書
- (2) 農業者に対する指導・助言等の実績、公的機関からの委嘱実績等を記載した書類
- (3) 秘密保持に関する誓約書
- (4) 登録専門家情報の公表に関する同意書
- (5) その他社が必要に応じて提出を求めた書類

(登録手続)

第9条 登録専門家の登録手続は次のとおりとする。

- (1) 社は、社のホームページに必要事項を登載し専門家の公募を行う
- (2) 申請者から申請書類の提出を受けた社は、専門資格を有することについて当該専門資格を有する者により構成される組織（以下「専門家組織」という。）を確認するほか書類審査を行う
- (3) 書類審査に問題がない場合、社はコーディネーターと協力して面接を行い、適任者の登録を経営戦略会議に提案する
- (4) 経営戦略会議で登録が了承された場合、社は速やかに本人及び専門家組織に文書で登録について通知するとともに本人には活動に当たっての留意事項等を通知し、併せて社のホームページに登録専門家として登載する
- (5) 社は、専門家組織に適任者の推薦を依頼することができるものとし、専門家組織は推薦する適任者の同意のもと申請書類をとりまとめ、推薦対象者が専門資格を有することなど記載内容を確認の上、社に推薦する
- (6) コーディネーターなど戦略会議構成員は適任者を推薦することができるものとし、推薦者は適格性と必要性を整理して社に事前協議し、登録の必要性が認められたときは、社は推薦者と協力して候補者に必要事項を説明するとともに本人から申請書類をとりまとめる
- (7) 専門家組織、コーディネーターなど戦略会議構成員からの推薦による申請者に対しては面接を省略できるものとする

(登録期間)

第10条 専門家の登録期間は登録の日から3年間とする。

- 2 登録期間の満了後においても、引き続き登録を希望する者について、社は、登録専門家の要件を満たしているか確認を行った上で、登録機関を1年間延長することができるものとし、登録期間の延長について文書で本人に通知するものとする。

(登録事項変更の届出)

第11条 登録専門家は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく公社に届け出るものとする。

- (1) 氏名（通称名がある場合は本名及び通称名）
- (2) 自宅住所及び連絡先
- (3) 勤務先名、勤務先住所及び連絡先
- (4) 専門分野及び専門分野に関する職務歴並びに有する資格等

（秘密の保持）

第12条 登録専門家は、本事業の実施過程で登録専門家が得た個人情報及び営業秘密（以下「個人情報等」という。）は、本事業の終了後も含め、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「不正競争防止法」（平成5年法律第47号）及び登録専門家が自ら定めた情報管理規程等に基づき厳密に管理するものとし、秘密を外部に漏らし、また、使用してはならないものとする。特に営業活動への利用は厳に慎むものとする。この個人情報等は、相談者カードや相談カルテに記載された事項だけでなく、口頭により得られたものも含むものとする。

（禁止行為）

第13条 登録専門家は、本事業の終了後も含め次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 履歴を詐称すること
- (2) 公社の禁止又は注意の指示に従わないこと
- (3) 公社及び本事業の名誉をき損し、信用を傷つけ又は利益を害すること
- (4) 本事業の業務に関連して知り得た公社又はその他の者の秘密を漏らし、又は盗用すること
- (5) 登録専門家の身分において、公社以外の者から不当に金銭及び利益を收受すること
- (6) 本事業の相談者等に対し、自らの営業行為（契約や契約の推奨、ダイレクトメールの送付、パンフレットや価格表の提示、電話等通信手段を用いた自社商品の紹介、勧誘等の行為をいう）を行うこと
- (7) 本事業と関係のない業務において、公社又は農業経営相談所の略称若しくは呼称（以下「名称等」という。）、本事業を含む公社の事業の名称又は登録専門家の名称を使用すること
- (8) 反社会勢力との付き合い又はその関係が疑われるような行為をすること
- (9) 虚偽の報告をすること
- (10) コーディネーター等の指示又は同意を得ることなく、直接、指導先の農業者との間で訪問日や指導計画の調整を行うこと
- (11) その他公社の業務執行に支障があると判断される行為を行うこと

（登録の解除）

第14条 公社は、登録専門家が次のいずれかに該当する場合には、登録を解除することができる。

- (1) 本要領の規定に違反したとき
- (2) 公社からの信頼を著しく損ねたとき
- (3) 本人が登録の解除を申し出たとき

- (4) 登録期間を満了したとき
- (5) 本人が死亡したとき又は連絡が取れなくなったとき
- (6) その他、公社の業務上やむを得ない事情が生じたとき

2 公社は、前項第1号、第2号又は第6号の理由により登録を解除する場合は、その旨を書面により登録専門家に通知する。

3 登録専門家は、第2条各号に掲げる資格等のいずれにも該当しない状況となった場合には、遅滞なく登録の解除について、公社に申し出るものとする。

#### (登録専門家情報の公表)

第15条 公社は、登録専門家に関して、専門部門（属性）や経歴をまとめた能力マップを整理し、ホームページ等を活用して公表するものとする。

#### (指導の事前調整)

第16条 本事業の円滑な推進を図るため、公社又はコーディネーターは、登録専門家が指導上必要とする情報の収集等を十分に行い、相談カルテ及び相談者カードに相談内容ができるだけ詳細に記入するものとする。

#### (専門家派遣への同行支援)

第17条 登録専門家が経営指導を行う場合には、原則、コーディネーター又は事務局員が同行支援を行うことを基本とするが、必要に応じて、他の支援機関等が同行支援を行うことができる。

#### (受益者負担)

第18条 登録専門家が技能等の指導を行う際に使用する材料費等の購入、長期継続的な指導が必要な場合の顧問料等は、指導を受ける農業者の負担とする。

#### (その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要と認められる事項は、理事長が別に定める。

付則